

第39回管理栄養士国家試験受験要領

厚生労働省

受験に関する書類作成に当たっての注意

- 本要領は必ず熟読すること
- 記入に当たってはP 11～14 の記入例を参考に、誤りのないようにすること
- 書類の提出期限は厳守すること
- 書類は書留郵便で送ること
- 本要領は、合格発表まで大切に保管すること
- 出願書類に不備がある場合、受験できないことがあるので注意すること

試験日程等について

令和6年 11月15日(金)	受験上の配慮に関する申し出(*)締切
11月18日(月)	願書等受付開始
12月6日(金) 消印有効	願書等受付締切 提出書類に関する詳細は、P 3以降を熟読すること。 配慮事項について申請する場合は、申請書・診断書等も併せて提出すること。
令和7年 2月13日(木)	受験票発送 2月20日(木)までに到着しない場合は、 管理栄養士国家試験運営本部事務所に問い合わせること。
3月2日(日)	国家試験当日
3月28日(金) 午後2時	合格発表 4月7日(月)までに合格証書が到着しない場合は、 厚生労働省健康・生活衛生局健康課栄養指導室に問い合わせること。

* 障害や病気・負傷等のために受験上の配慮が必要な受験者に対して、申請に基づき審査の上、受験上の配慮を講ずることがある。配慮が必要な受験者は、管理栄養士国家試験運営本部事務所に電話等により11月15日(金)までに連絡した上で、12月6日(金)までに申請書等を提出すること。

なお、配慮申請については、会場準備の関係上、12月6日(金)を過ぎての申請については対応できない場合がある。

管理栄養士国家試験問合せ先

管理栄養士国家試験運営本部事務所

〒135-0063

東京都江東区有明3丁目6番11号 TFTビル東館7階

電話番号 03-5579-6903

受付時間 午前9時～午後5時

(土日祝日・年末年始(12月29日(日)～1月3日(金))を除く、平日)

第39回管理栄養士国家試験受験要領

1 試験地

北海道、宮城県、埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県

2 試験期日

令和7年3月2日（日）

3 試験科目

管理栄養士国家試験の科目は、次のとおりである。

- ア 社会・環境と健康
- イ 人体の構造と機能及び疾病の成り立ち
- ウ 食べ物と健康
- エ 基礎栄養学
- オ 応用栄養学
- カ 栄養教育論
- キ 臨床栄養学
- ク 公衆栄養学
- ケ 給食経営管理論

4 受験資格

*(1)～(3)の受験資格により受験しようとする場合、栄養士免許取得後、栄養指導業務に専従した期間を実務期間としてみなす。

栄養士免許取得前の経験や、販売員、調理員等の栄養指導業務以外の業務も同時に実務期間とみなさない。

*栄養指導業務：献立作成、食品材料の選択、栄養に関する教育、栄養に関する調査研究、栄養行政に関する業務、栄養に関する相談・指導、栄養に関する知識の普及向上

(1) 修業年限が2年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、5の厚生労働省令で定める施設において、令和6年12月6日（金）までに3年以上栄養の指導に従事した者（実務期間3年以上終了）。

(2) 修業年限が3年（※1）である栄養士養成施設（※2）を卒業して栄養士の免許を受けた後、5の厚生労働省令で定める施設において、令和6年12月6日（金）までに2年以上栄養の指導に従事した者（実務期間2年以上終了）。

※1 学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科での履修期間を含む。

※2 (6)に該当する養成施設を除く。

(3) 修業年限が4年（※）である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、5の厚生労働省令で定める施設において、令和6年12月6日（金）までに1年以上栄養の指導に従事した者（実務期間1年以上終了）。

※ 学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科での履修期間を含む。

- (4) 修業年限が4年である管理栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた者。
- (5) 修業年限が4年である管理栄養士養成施設を**令和7年3月12日（水）**までに卒業見込みであって、**令和7年3月27日（木）**までに栄養士の免許を受ける見込みの者。
- (6) 修業年限が3年である栄養士養成施設であって、栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和60年法律第73号）による改正前の栄養士法第5条の4第3号の規定に基づき指定したものを卒業して栄養士の免許を受けた者。

5 厚生労働省令で定める施設

* 日本国内の施設に限らないが、海外の施設での実務経験の場合でも、日本国内の施設での実務経験同様に規定の様式により証明する必要がある。

- ア 寄宿舎、学校、病院等の施設であって、特定多数人に対して継続的に食事を供給するもの
- イ 食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業の施設
- ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- エ 栄養に関する研究施設及び保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関
- オ アからエまでに掲げる施設のほか、栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われる施設

提出書類一覧（受験資格(5)を除く）

		受験資格					提出書類注意点 (P 5の「7 書類提出に当たっての注意点」についても熟読すること)
		栄養士養成施設卒業			管理栄養士 養成施設卒業 (既卒)	旧法指定の 栄養士養成 施設を卒業	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(6)	
①	受験願書 (別紙様式第1)	○	○	○	○	○	□申請日（書類を作成した日）、氏名を記入している。
②	コンピューター入力カード (別紙様式第2)	○	○	○	○	○	□申請日を記入している。 □本人自筆による署名がある。 □学校名・学校コードは「養成施設コード一覧」に基づき、正しく記入している。 □実務期間は実務証明書と一致する。
③	写真台紙 (別紙様式第3)	○	○	○	○	○	□正しい大きさで台紙が 출력されている（ウェブサイトからダウンロードした場合）。 □写真の撮影日を記入している。
④	免許等照合書 (別紙様式第4)	○	○	○	○	○	□保健所等での照合済みである。 (照合欄は本人記入不可) □栄養士免許の氏名・本籍は現在の氏名・本籍と同じである（異なる場合は、変更が確認できる戸籍謄本（又は抄本）を添付）。 □訂正がある場合、保健所等による訂正（照合欄の印）がされている。 (訂正印必須、本人印不可)
⑤	実務証明書 (別紙様式第5)	○	○	○	—	—	□A欄に施設長による証明があり、証明日が記入されている。 □訂正がある場合、施設長による訂正（A欄と同じ印）がされている。 (訂正印必須、本人印不可) (B欄の証明日等の誤りの場合はB欄と同じ印による訂正)
⑥	卒業・履修証明書 (卒業学校より入手)	—	—	—	—	○	
その他		<p>第25回以降の受験票を所持している者は、この受験票（原本）の提出をもって、免許等照合書（別紙様式第4）及び実務証明書（別紙様式第5）の提出を省略できるので、コンピューター入力カード（別紙様式第2の②）に、受験票（原本）を貼付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第24回以前の試験の受験票では、出願書類の省略は不可である。 ● 第25回試験追加試験（平成23年7月31日実施）の対象者は、追加試験の受験票を貼付すること。 ● 貼付する受験票の氏名と現在の氏名が異なる場合には、氏名の変更が確認できる戸籍謄本（又は抄本）を添付すること。 ● 所持している受験票の試験について、実務（第31回まで）又は卒業について、見込みで出願し、期日までに追加書類を提出しなかった場合、その試験の受験資格が無効となっており、受験票の添付による出願書類の省略は不可であるので注意すること。 なお、所持している受験票が有効か無効かの問合せには応じられない。 ● 過去の試験の受験票の再発行は行っていないことから、受験票を紛失している場合には出願書類の省略は不可である。 					

※全ての記入すべき事項が漏れなく記入されていることを確認の上、提出すること。

※黒か青のインクのペン又はボールペンを用い、**かい書ではっきり記入**すること（消えるボールペンを使用しないこと）。

6 提出書類及び提出期限

● 全ての受験者が必ず提出する書類

(提出期間：令和6年11月18日（月）～12月6日（金） 消印有効)

- ① 受験願書（別紙様式第1）
- ② コンピューター入力カード（別紙様式第2）
- ③ 写真台紙（別紙様式第3）

● 受験資格(1)～(3)に該当する受験者が提出する書類

(提出期間：令和6年11月18日（月）～12月6日（金） 消印有効)

- ①～③のほか、
- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）
- ⑤ 実務証明書（別紙様式第5）

● 受験資格(4)に該当する受験者が提出する書類

(提出期間：令和6年11月18日（月）～12月6日（金） 消印有効)

- ①～③のほか、
- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）

● 受験資格(5)に該当する受験者が提出する書類

受験者が作成し、養成施設が取りまとめて提出する書類

(提出期間：令和6年11月18日（月）～12月6日（金） 消印有効)

- ①～③のほか、
- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）

※ ④免許等照合書は、編入学等により既に栄養士免許を受けた者のみ提出すること。

養成施設が作成し、提出する書類

(提出期間：令和6年11月18日（月）～12月6日（金） 消印有効)

⑥-1 卒業・履修見込証明書

令和7年3月12日（水）までに必要な単位を履修し、管理栄養士養成施設を卒業する見込みであることを証明する書類。

(提出期限：令和7年3月12日（水）までに追加提出 午後5時必着)

⑥-2 卒業・履修証明書

令和7年3月12日（水）までに必要な単位を履修し、管理栄養士養成施設を卒業することを証明する書類。

⑦ 栄養士免許取得（見込）照合書

令和7年3月27日（木）までに栄養士免許登録が行われていることを証明する書類。（栄養士免許の申請が行われ、自治体による書類審査済み（3月27日（木）までの間に栄養士名簿への登録作業を行う見込み）であることを証明する書類）

※ 編入学等により既に栄養士免許を受けており、④免許等照合書を既に提出した受験者分を除く。

● 受験資格(6)に該当する受験者が提出する書類

(提出期間：令和6年11月18日（月）～12月6日（金） 消印有効)

- ①～③のほか、
- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）
- ⑥ 卒業・履修証明書

7 書類提出に当たっての注意点

(1) 全ての提出書類に共通する注意事項

- ・ 本受験要領を熟読し、記入例を参考の上、誤りのないように記入すること。
- ・ 記入を誤った場合には、以下の方法により訂正すること。

受験願書	訂正箇所に二重線を引き、訂正すること（訂正印は不要）。
コンピューター入力カード	訂正箇所に二重線を引き、訂正した上で保健所等による訂正印（照合欄と同じ印）を押すこと。
写真台紙	訂正箇所に二重線を引き、訂正した上で施設長による訂正印（証明に用いた印鑑と同じ印）を押すこと。なお、B欄の証明日等の誤りの場合は、B欄と同じ印により訂正すること。
免許等照合書	訂正箇所に二重線を引き、訂正した上で保健所等による訂正印（照合欄と同じ印）を押すこと。
実務証明書	訂正箇所に二重線を引き、訂正した上で施設長による訂正印（証明に用いた印鑑と同じ印）を押すこと。なお、B欄の証明日等の誤りの場合は、B欄と同じ印により訂正すること。

- ・ 必要事項は全て記入すること。
- ・ 提出書類に記入する氏名は、戸籍に記載されている文字を使用すること。
※ 外国籍の受験者は、中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類等に記載されている文字を使用すること。
- ・ 受験資格の確認ができない場合には、受験できないことがあるので十分に注意すること。なお、書類の不備等があった場合、返送することがある。
- ・ 受験願書提出後、住所等に変更があった場合には、必ず郵便局に転居届を提出しておくこと。
- ・ 受験に関する書類を受理した後は、
 - 1) 書類は返還しない。
 - 2) 受験手数料は返還しない。
 - 3) 受験希望地の変更は認めない。

(2) 受験手数料の納入方法

- ・ 受験手数料は、6,800円の額に相当する収入印紙（郵便局等で販売）を願書に貼付すること。都道府県の収入証紙では受験できない。
- ・ 収入印紙は、消印しないこと。消印した場合は、無効となるので注意すること。

(3) 写真台紙（別紙様式第3）

- 写真台紙の大きさは縦11cm×横25cmとすること（特に、ウェブサイトから印刷する場合に注意）。
- 連絡先の電話番号は、必ず日中つながるもの記入すること。
- 写真の大きさは縦6cm×横4cmとし、その裏面に撮影年月日・氏名を記入し、台紙に貼り付けること。
- 写真は、提出前6ヶ月以内に脱帽して正面から無背景で撮影した上半身像とすること。
- スナップ写真は不可とする。

(4) 免許等照合書（別紙様式第4）

● 受験資格(1)～(4)共通

- 保健所又は都道府県、保健所設置市、若しくは特別区の本庁（一部除く）へ栄養士免許証、養成施設の卒業証書（証明書）及び免許等照合書（別紙様式第4）の各原本を持参又は郵送※の上、照合を受けること。あらかじめ栄養士免許証及び卒業証書（証明書）の記載内容を免許等照合書に転記しておくこと。

※ 地域によっては、郵送を受け付けていない場合や事前予約が必要な場合があるため、詳細は厚生労働省ウェブサイトにおいて確認すること。

- 栄養士免許証等の記載内容と出願時の氏名等が異なる場合は、変更の事実が確認できる戸籍謄本（又は抄本）を持参し、照合を受け、戸籍謄本（又は抄本）については、免許等照合書とともに提出すること。

なお、栄養士法施行令第3条に定められているとおり、本籍地都道府県名、氏名等に変更が生じた場合、30日以内に栄養士名簿の訂正を申請しなければならないとされているため、申請をしていない場合には速やかに申請を行うこと。

- 卒業証書（証明書）と栄養士免許証の氏名が異なる場合は、変更の事実が確認できる戸籍謄本（又は抄本）を持参し、照合を受けること。
- 「3. 履修証明書の確認」については、受験者は記入しないこと。

● 受験資格(4)に該当する者

（4年制の管理栄養士養成課程（P15～16の養成施設コード番号一覧参照）に入学し、これを履修した者）

- 卒業した学校から管理栄養士課程の履修証明書を入手し、持参の上、4年制の管理栄養士養成課程を履修している者であることの照合を受けること。

● 受験資格(2)、(3)に該当する者の一部

（学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科（P19の養成施設コード番号一覧参照）での履修期間を含めて3年又は4年の修業年限となる栄養士養成課程に入学し、これを履修した者）

- 卒業した学校から履修証明書を入手し、持参の上、専攻科1年又は2年を履修している者であることの照合を受けること。
- 専攻科の卒業証書（証明書）を免許等照合書に転記し、コンピューター入力カードについても専攻科の学校名、学校コード、卒業年月を記入すること。

(5) 実務証明書（別紙様式第5）

実務証明書は、5の厚生労働省令で定める施設において、栄養士が栄養の指導に専従した場合、証明が得られるものであり、施設の証明者（施設長）は、虚偽により証明書を作成した場合には、罰せられことがある。

- ・ 第39回の実務証明書様式でなければ出願できない。
- ・ 様式は、コピーして使用しても構わない。
- ・ 実務証明書を施設の証明者（施設長）に作成してもらう際は、実務証明書と「第39回管理栄養士国家試験受験要領」を見せ、証明してもらうこと。
- ・ 実務施設の名称、所在地は実際に仕事をしている施設（実務施設）を記入すること。
- ・ 実務施設と雇用されている会社（委託や派遣など）が異なる場合は、証明欄A（実務施設）と証明欄B（雇用されている会社）の両方の証明をとること。
- ・ 実務施設と雇用されている施設（法人）が同一である場合は、証明欄A（実務施設）の証明とすること。
- ・ 証明はいずれも職印（※）とすること。施設において職印がない場合には、施設長の個人印でも構わない。

なお、記載事項に誤りがあり、訂正する場合は、必ず記載した証明欄Aの証明印で訂正すること（B欄の証明日等の誤りの場合は、B欄と同じ印により訂正すること）。出願者の個人印での訂正は不可とする。

※ 職印とは施設の証明者（施設長）の役職が刻印された印鑑であること。

- ・ 実務施設が2ヶ所以上で規定の実務期間を満たす場合は、実務証明書（別紙様式第5）を各々作成して提出すること（日数を合計する場合は、31日をもって1ヶ月とする）。
- ・ 実務施設が1ヶ所であっても、実務期間が分かれている場合は、1期間につき1枚作成すること。
- ・ パート又は非常勤で栄養の指導に従事している場合は、週4日以上かつ1日6時間以上勤務している者については、実務として認める。

※ 週3日で1日8時間や週5日で1日5時間等の場合は、実務として認められないので注意すること。

- ・ 実務施設が倒産等で現在、存在していない場合は、実務を証明する書類として、下記3点を証明できる書類を提出すること。

※ 証明できる書類を提出できない場合、実務内容・実務期間の確認ができないため、実務期間として認めない。

1) 当該施設が存在していたこと

（例）登記事項証明書など、施設が実在していたことを証明できるもの。

2) 当該施設に勤務していたこと

（例）職業安定所が発行する当時の雇用保険加入証明

勤務期間分全ての給料明細書 など

3) 栄養士として栄養の指導に従事していたこと

（例）当時の雇用者や上司から、勤務期間及び業務内容について記載してもらう。

その際、証明者の氏名（署名又は記名押印）及び連絡先も記載してもらうこと。

(6) 受験願書等の提出

- 受験願書は、角形2号の封筒（幅24cm×縦33.2cm）（別紙様式）により、**管理栄養士国家試験運営本部事務所宛てに、令和6年11月18日（月）から12月6日（金）までに書留郵便で送ること**（消印有効）。
- 卒業見込者の受験願書等は、養成施設が取りまとめて行い、封筒の表に朱書きで「第39回管理栄養士国家試験受験申込書類在中」と記載し、上記期間内に管理栄養士国家試験運営本部事務所に書留郵便で送ること。
- やむを得ず持参する場合は、国家試験係（P10参照）に、令和6年12月6日（金）午後5時までに提出すること。
- 提出書類は折り曲げないこと（折り曲げた書類は、開いて封筒に入れること）。

(7) 追加書類の提出

- 追加書類は、**令和7年3月12日（水）午後5時（必着）までに書留郵便で送ること**。
- 市販の角形2号封筒を使用し、封筒の表に朱書きで「第39回管理栄養士国家試験追加書類在中」と記載し、**管理栄養士国家試験運営本部事務所に書留郵便で送ること**。
- 卒業見込者の追加書類の提出は、養成施設が取りまとめて行い、封筒の表に朱書きで「第39回管理栄養士国家試験追加書類在中」と記載し、上記期間内に管理栄養士国家試験運営本部事務所に書留郵便で送ること。
- やむを得ず持参する場合は、国家試験係（P10参照）に、令和7年3月12日（水）午後5時までに提出すること。
- 提出書類は折り曲げないこと（折り曲げた書類は、開いて封筒に入れること）。

(8) 受験票の送付

- 受験票（葉書）は、**令和7年2月13日（木）に投函し、郵送（普通郵便）により交付する予定である。令和7年2月20日（木）までに受験票が到着しない場合は、管理栄養士国家試験運営本部事務所へ問い合わせること**。
- 受験願書提出後に住所が変更になった場合は、必ず郵便局に転居届を提出しておくこと。

(9) 試験会場

- 試験会場については、受験票送付時に案内する。会場に関する問合せには、応じられない。
- 試験当日は、公共交通機関を使用すること。**

(10) 合格発表 ※電話での合否照会には応じられない。

- ・ 合格者は、令和7年3月28日（金）午後2時に厚生労働省ウェブサイト (<https://www.mhlw.go.jp>) の資格・試験情報のページにおいて、その受験地、受験番号を掲載する。最終的な確認は、必ず合格証書にて行うこと。
- ・ 合格者には、厚生労働省から令和7年3月28日（金）に合格証書（葉書）を郵送（普通郵便）により交付する予定である。
令和7年4月7日（月）までに合格証書が到着しない場合は、厚生労働省健康・生活衛生局健康課栄養指導室管理栄養士国家試験担当に問い合わせること。 受験者本人以外からの照会には応じられない。
- ・ 受験願書提出後に住所が変更になった場合は、必ず郵便局に転居届を提出しておくこと。

合格証書未着時の問合せ先

厚生労働省健康・生活衛生局健康課栄養指導室
管理栄養士国家試験担当

電話番号：03-3595-2440

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後6時15分）

Eメール：kanrieiyoushi@mhlw.go.jp（障害者専用）

※ 受験票未着時は、第39回管理栄養士国家試験運営本部事務所へ問い合わせること。

(11) 合格後の管理栄養士免許申請

合格後の管理栄養士免許申請は、原則として住所地の都道府県庁又は保健所が窓口となっているので、合格証書に記載されている書類を持参の上、申請すること。

【受験願書等の提出先】

- (1) 受験に関する書類の郵送先及び問合せ先は、受験希望地によらず下記のとおりとする。
管理栄養士国家試験運営本部事務所
〒135-0063 東京都江東区有明3丁目6番11号 TFTビル東館7階
電話番号 03-5579-6903
メールによる問合せ（障害者専用）Eメール kanrieiyoushi@mhlw.go.jp
- (2) 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の提出先は、下記のとおりとする。
窓口受付時間 午前9時～正午 午後1時～午後5時
(土日祝日・年末年始(12月29日(日)～1月3日(金))を除く、平日)

国家試験係 所在地	
ランスタッド・ 札幌支店 国家試験係	北海道札幌市中央区北四条西4丁目1番3号 伊藤ビル5階
ランスタッド・ 仙台支店 国家試験係	宮城県仙台市青葉区中央1丁目2番3号 仙台マークワン15階
ランスタッド・ 試験監督事業部 国家試験係	東京都江東区有明3丁目6番11号 TFTビル東館7階
ランスタッド・ 名古屋伏見事業所 国家試験係	愛知県名古屋市中区栄1丁目24番15号 JPR名古屋伏見ビル2階
ランスタッド・ 難波支店 国家試験係	大阪府大阪市浪速区難波中2丁目10番70号 パークスタワー10階
ランスタッド・ 広島支店 国家試験係	広島県広島市中区本通6番11号 明治安田生命広島本通ビル8階
ランスタッド・ 福岡支店 国家試験係	福岡県福岡市中央区天神1丁目6番8号 天神ツインビル9階
人材派遣センター オキナワ 国家試験係	沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号 琉球リース総合ビル9階